

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成28年3月18日（金）午後2時00分

場 所 津市久居公民館 2階 大会議室

出席部会委員 ^{いとう}25伊藤 ^{たけのり}武則・^{いなば}26稲葉 ^{かずひさ}和久・^{おおい}27大井 ^{かずし}一司・^{すずき}28鈴木 ^{てるまさ}照正
^{たぐち}29田口 ^{よしのり}慶則・^{もろと}30諸戸 ^{よしあき}善昭・^{うえかわ}31上川 ^{ひろふみ}洋文・^{たなか}32田中 ^{たけつぐ}竹次
^{もりやま}33守山 ^{たかゆき}孝之・^{いけだ}35池田 ^{まさし}昌司・^{いたに}36井谷 ^{いさお}功・^{きしの}37岸野 ^{たかお}隆夫
^{なかがわ}38中川 ^{かずお}和雄・^{ふじた}39藤田 ^{たけし}武・^{ゆうき}40結城 ^{しんぞう}晉三・^{なかに}47中谷 ^{ひでや}秀也
以上16名

欠席部会委員 ^{かたおか}42片岡 ^{まさいく}眞郁

出席部会員外委員 ^{あさい}34浅井 ^{きそお}競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
 美杉：前山主査

議事録署名者 ^{すずき}28鈴木 ^{てるまさ}照正・^{ふじた}39藤田 ^{たけし}武

事 項

- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・地上権）
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
（農業委員会許可・所有権移転）

- 議案第 8号 買受適格証明願（競売）について
 議案第 9号 非農地証明願について
 議案第 10号 農地法経営基盤強化促進法第 18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>それでは、第3回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席委員は、片岡委員お1人でございます。 本日の議事録署名を指名させていただきます。28番 鈴木委員、39番 藤田委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第3号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。よろしくお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から13で、2ページになりますが、合計件数は13件、面積は田で39,866㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから6ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から6で6ページになりますが、合計で件数は6件、面積は22,286.5㎡で、その内訳は田が14,308㎡、畑が7,978.5㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をしております。 7ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、駐車場用地の1件で、面積は畑で1,389㎡でございます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。次に、議案事項に入らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>8ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区高岡、受人 _____、面積5,931㎡、渡人 _____、</p> |

面積3,631㎡、申請地一志町高野栗ノ木垣内____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,788㎡外3筆、合計面積3,247㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち合っていたいただきました地元委員のご意見をお伺いします。よろしくお願いいたします。

田中委員 32番 田中です。14日に、地元委員と事務局で現地確認を行いました。場所は、3カ所に分かれておりまして、1カ所の栗ノ木垣内という場所は、____から17号線をずっと東へ行きますと墓地があります。その北側でございます。また、端山につきましては、____の西300mほどの畑でございます。また、宗垣内につきましては、____から東北へ約300mの所で現地を確認しております。内容については、事務局説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしとさせていただきます。議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区久居、申請者____、申請地 久居明神町西八丁山____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積397㎡外1筆、合計面積794㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル面積は503㎡、転用面積の63%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区波瀬、申請者____、申請地 一志町波瀬南山____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積2,499㎡外3筆、合計面積

4, 891㎡。

これにつきましては、平成17年ごろから山林化をしており、始末書が提出されておりますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件で、合計面積は5,685㎡、このうち田が4,280㎡、畑が611㎡、その他これは台帳地目が山林となっている畑でございますが、これが794㎡ございます。いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。14日に地元委員6名と事務局2名で午前中に現地確認を行いました。場所は、_____のすぐ南側にあります。

事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。14日に現地確認を行いました。場所は_____の西に当たりまして、ごく最近まで耕作をしていただいております。

この方は非常に地域の風靡とかにも関心のある方でございまして、この際、ドングリとか樺を主体に、杉の木も植えたいということです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 久居北口町駒走_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積583㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が経営する

建設業のための駐車場及び資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区久居、受け人 有限会社 _____ 取締役 _____、渡し人 _____、申請地 戸木町南川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 373㎡外2筆、合計面積841㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接施設を拡張し、土砂置き場用地とするものです。

なお、申請地のうち2筆につきましては、平成22年度からこの目的で利用されており、始末書が提出されております。農地区分は、第1種農地と判断されますが、不許可の例外規定で既存施設の拡充に該当するものです。

番号3、区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町馬廻り _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積48㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、資材置場への進入路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町谷口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,027㎡外1筆合計面積2,054㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて、18戸分の長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積359㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建設業の事務所及び資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地稲葉町稲初垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,434㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497.37㎡、日陰部分を避けて設置をすとの理由書が添付されており、利用率は転用面積の35%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町長田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積489㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、243.16㎡、転用面積の50%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡し人 _____ 申請地 一志町波瀬大久保 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積546㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて、隣接宅地と一体利用の上、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、469.44㎡、一体利用地を含む全体の面積は792㎡の59.27%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区波瀬、受人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町波瀬若園 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積92㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅の庭用地とするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区波瀬、受人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町波

瀬上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積482㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて、一般個人住宅用地とするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区波瀬、受人 株式会社_____ 代表取締役_____、渡人_____、申請地 一志町波瀬室ノ口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積は152㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて、隣接宅地と一体利用の上、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、468.54㎡で、一体利用地を含む全体面積730.51㎡の64%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号12、地区川合、受人 有限会社_____ 代表取締役_____、渡人 _____、申請地は一志町片野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積119㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、型枠などの資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区川合、受人 _____（使用借人 _____）、渡人 _____、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積436㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から譲り受ける申請地を、使用借人に貸し付け、使用貸借契約を締結する隣接農地と一体利用の上、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は238.43㎡で、施設維持管理のための通路及び資材置き場用地を確保することから、一体利用面積843㎡の28%に当たります。

なお、隣接農地につきましては、使用貸借契約を締結するもので、議案第6号番号3で、後ほど説明させていただきます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

11ページをお願いいたします。

番号14、地区大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木野田_____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積69㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、進入用道路とするものですが、昭和42年ごろからこの目的で利用しておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区八ッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野東_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積39㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けまして、店舗のための駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は7,743㎡、この内訳としましては、田が1,434㎡、畑が6,309㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。14日に現地確認を行いました。これについては事務局の説明どおりでございます。場所は、_____というところにある信号から西に約300mぐらいの場所です。全体的に畑地ですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。2番につきまして14日に現地確認を行いました。場所は、_____のちょうど道路挟んで北側で、以前から土砂置き場として一体利用されていまして、その中に一部農地が含まれていたということで、詳細は事務局の説明どおりで特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番から7番までお願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。議長が言われました3番から7番まで説明させていただきまますので、よろしくお願いたします。

3番は、これも同じく14日に現地確認を行いました。

場所は、_____がありまして国道を挟んでその南側、ちょうどかなり前、約半年前ぐらいと思いますが、以前に申請があった_____が建っておるその真南側でございます。詳細については事務局の説明どおりです。

4番は、県道平生庄田線、またその南側、1kmぐらい南側になるんですけども、_____が雲出川沿いにありまして、東側の外れになる北側ぐらいになる土地で、周辺には住宅も建っており、何ら問題はないかと思われまます。そして午後からは会長を初め、地元委員、事務局の方も現地確認をしていただきました。

5番は、下鴻野ですもので、_____の中の下稲葉の南側ぐらいにありまして、それから1kmぐらい行くと長野川の_____にかかるようなところで、市道に面しており、何ら問題はないかと思われまます。

6番は、県道上稲葉羽野線で_____さんの前で、12月頃、この近くで太陽光発電で所有権の移転がありまして、そこで説明させていただいた、続きの南側にあります。

内容は事務局の説明どおりです。これも転用面積が大きいもので、午後から会長を初め、地元委員、事務局の方も現地確認をしていただきました。

7番は、上稲葉と下稲葉の中間ぐらいで、北出という地区になりまして、_____があるんですけども、それを東へ大体1kmぐらいの場所で、道路沿いに面しており、何ら問題はないかと思われまます。

以上の説明です。よろしくご審議のほどお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。8番から11番までお願いします。

上川委員 31番 上川です。8番は、波瀬の川原出というところにして、現在畑ですが、今度、太陽光にされるということです。これは何ら問題ないと思います。

9番は、旧の_____のすぐグラウンドの隣にして、わずか92㎡のところを庭にするということで申請が出ました。これも問題ありません。

10番は、これも_____の近くですが、現在畑となっております。これを

_____さんが購入されまして、家を建てて老夫婦を迎えてここで生活をした
いということで購入されました。

11番は、波瀬の室ノ口で、これは太陽光ですけれども、今まであった家屋
を解体されまして、その横にあった畑と2筆で太陽光発電をやられるというこ
とです。これも何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 12番、13番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。12番13番は、14日の午後、地元委員3名、事務局
2名で現地確認を行いました。

12番は、一志町片野の_____があるんですが、そこの西側というふうな
場所でございます。

13番は、県道一志嬉野線の小山に_____がありますが、そこの西100
m程度の現地でございます。

細部につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。14番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。14日に地元委員3名と事務局で現地確認を行いました。
場所は、_____の入り口のところのちょうど、向かって右側であります。
説明のとおり昭和42年ごろ、田の奥にどうやって行くのかなと思っただけ
ら、道をつけてその家へ行くそうです。すでに建てられた家であります。

詳細は事務局の説明どおりであります。よろしくご審議お願いします。以上
です。

議 長 ありがとうございます。15番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。14日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。
現場は、国道165号の白山の最終の信号から少し青山向きにその下を左へ
曲がっておりていただくと、直線で100m程度の場所に本宅で理容店があり
まして、道沿に前は家が建っております。そこを駐車場にしたいということで、
何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方
のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定
したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積525㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、178.2㎡で、転用面積の34%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区榊原、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 榊原町岡 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積813㎡外1筆、合計面積1,262㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、464.21㎡で、転用面積の37%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で1,787㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に出立させていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員

28番、鈴木です。14日に地元委員6名と事務局で現地確認に行っていました。現地は、国道165号で庄田西交差点、その庄田西の交差点を右に行くと県道で榊原のほうへ行くというところですが、それを南へ行くと _____ があるわけですが、そこから2km西に行ったところで、それに行くときまた _____ があって、その手前800mで、国道よりは少し入ったところでございます。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員

25番 伊藤です。14日に委員、事務局と、午後からは守山会長を初め事務局と現地確認をいたしました。場所は、県道亀山白山線の、 _____ の _____ がありまして、そこから北を向いて200mぐらい進みまして、西に _____ がありまして、その間を通りまして100mぐらい北へ進みますと、そこに _____、がありまして、その西へ向かうこと200m行ったところでございます。事務局の説明どおり何ら問題はないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。

これ太陽光が最近よく上がっていますが、やはりいい業者ばかりであ

りませんので、事務局が、受けてもらうときにきっちり説明していただきたい
と思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号に
ついて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定し
たいと思います。
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・地上権)を議題とします。事務局、説明願います。お願い
します。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員
会許可・地上権)でございます。
番号1、地区下多気、借人 株式会社_____ 代表取締役_____、貸人
_____、申請地 美杉町下多気白口_____、台帳地目・現況地目とも田、
面積76㎡外1筆 合計面積731㎡。
これにつきましては、借人は、貸人と20年間の地上権を設定し、申請地を
太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、391.2㎡で、転
用面積の54%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明がありました。現地に立ち会っていただきました地元委員の
ご意見をお伺いします。お願いします。

結城委員 40番 結城です。1番 下多気について説明をいたします。14日に地元
委員4名と事務局と雪の中を現地確認をしてまいりました。渡人が受人に地上
権を設定して、太陽光設備を設置したいと、再生エネルギーの生産ということ
で案件が出てまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意
見をお伺いしたいと思ひます。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号に
ついて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町卯ノ花 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,889㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定して、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、523.77㎡で、転用面積の28%になります。

なお、利用割合が低い原因としまして、パネル自体の影を避けて設置するためとの理由書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居一色町本郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積342㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と30年間の使用貸借権を設定して、申請地を一般個人住宅用地とするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町小山鳥居ノ本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積407㎡です。

これにつきましては、先ほどの議案第3号番号13で説明しました隣接農地部分でございまして、借人は、貸人と35年間の使用貸借権を設定するものです。

なお重複いたしますが、パネル設置面積は238.43㎡で、施設維持管理のための通路及び資材置場用地を確保することから、一体利用面積843㎡の28%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町二本木入道垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積241㎡外1筆、合計面積1,232㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものでございます。パネル設置面積は299.9㎡で、転用面積の24%に当たります。

なお、利用割合が低い原因といたしまして、隣接民家への反射光を極力抑えるために空白地を設けるためとの理由書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で、合計面積は3,870㎡、この内訳は、田が1,889㎡、畑が1,981㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。これも同じく久居地区、14日の午後には会長、事務局で現地確認を行いました。場所は、久居から国道165号を白山方面へ西向きに、_____がありまして、_____があつて、そのまま坂を下っていくんですけども、_____があつて_____があるんですが、_____の西側に_____があつて、_____と_____の間に挟まれたその辺が卯ノ花という地区です。

その奥が大谷川があつてずっと昔から水田があるんですけども、国道から500mぐらいで、その部分は7～8割程度は耕作されています。その一番奥の水田です。

事務局から説明がありましたけれども、その北側が竹やぶになっていまして、ひょうたん型をした水田でして、特に太陽光をされても問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。14日に地元委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。現地は、農免道路沿いに、_____、また_____がありまして、その西南ぐらいの一色町の集落の真中になります。その北側になりまして、これは、息子さんが帰ってみえるということで家を建てられるということです。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。14日に地元委員3名と事務局2名で現地確認を行いました。場所は、県道一志嬉野線の_____の西側100mの場所です。詳細につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。14日午後に、会長、地元委員、事務局で現地確認を行いました。場所は、国道165号沿いで、_____の傍の交差点を河内のほうへずっと下がってもらんですが、途中、大村川を渡っていただきまして、小さい橋を渡る手前のところを河内の方に行ってもらって左側へちょっと入ってもらったところなんですが、川沿いの畑のところでありまして。パネル面積については事務局の説明どおり、反射光を考慮して空地を設けるということの説明がございました。内容的には何ら問題はないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明をいただきましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

| | |
|------|--|
| 議 長 | それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。 |
| 事務局 | 15ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について（農業委員会承認・所有権移転）でございます。 番号1、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町西羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積462㎡。 これにつきましては、平成28年1月25日に許可をした案件ですが、近隣住民から太陽光発電施設は設置しないでほしい旨の申し出を受けまして、このたび許可の取消願が提出されております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。 |
| 大井委員 | 27番 大井です。これは、場所は _____ の西側の地区にありまして、ミカンとかハッサクが植わった道路の角の畑で、私も1月に許可して、なかなか着工しないなと思っていました。 詳細は事務局の説明どおりで特に問題はないと思います。 |
| 議 長 | ありがとうございました。地元委員より説明をいただきましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。いろいろ問題のあるところですね。 |
| 事務局 | 苦情の内容としましては反射光です。太陽光の反射によってということで、申請地から離れた筋向いです。 |
| 大井委員 | 畑ですけれども、道路を挟んで西側には民家があります。家がかなりあります。反射で熱が40度になったとか、それでそういう苦情があったんかなと。 |
| 守山委員 | ちょっといいですか。大井さんに聞きたいんですけど、この方は地元の人であるわけやな。 |
| 大井委員 | 地元です。 |
| 守山委員 | これ仮に、他の業者の場合、果たしてこれが通るのか、疑問が残りますな。この場合どうなるのかな。恐らく業者というのは強引にそのまましていくやろ |

うな。これ今、地元の人やもので、顔見知りの人の反対を無視してまでということではないのかな。

大井委員　でもこの道路を挟んで右側が民家、その西側は2反から3反近くの太陽光もう設置されて既にものすごく大きい太陽光発電している。

守山委員　それはもう業者が開始しとるのやな。この人はやはり地元の人やで、取り消したのでは。

議　長　やっぱり業者にもよるんやな、これ。

事務局　苦情主からも市に電話がありまして、苦情内容は申請者にも連絡させてもらいますということで連絡をさせていただいたんですが、そのときには既にやめようと思っているという話をしていました。

結局、同じ集落の中でいざこざというのがあって、中止したんだと思います。守山会長言われたように、強引にやる業者もあると思いますし、申請者も事業を進めることは可能だと思います。

その後は、その反射熱が実際に起こるかどうかもわからないので、被害がでてからの民事上の話だと思いますので、その辺はお互いが民事の中で解決をしていくというところを探っていくのかなと思います。

議　長　ありがとう　申請書を受けてもらうときに、いろんなことを考えないけない。これが一番大事やね。いい業者ばかりと違うで。太陽光発電が出てきそうな感じで、空き地が沢山ある。それが目につくもので、やっぱりいい業者であればいいけれど本当に。

事務局　開発許可のような基準がないんですね、太陽光に関して面積的に大きくても、それが一つの課題だと思います。

議　長　近隣の説明を、きっちり説明させるようにということで。よろしく願います。

議　長　それでは、お伺いします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員　<一同　異議なし>

議　長　異議なしと認めます。よって、議案第7号については取り消すことと決定したいと思います。

続きまして、議案第8号　買受適格証明願を議題とします。事務局、説明願います。願います。

事務局　16ページをお願いいたします。

議案第8号　買受適格証明願（競売）についてでございます。

これにつきましては、津地方裁判所が行う競売に参加するための買受適格証明でございます。

競売の対象農地は、美杉町八知谷川_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積892㎡外1筆、合計面積1,146㎡です。

願出人は_____、落札した場合の土地利用は、土木工事などのための資材置き場用地となっており、農地法第5条第1項の規定によりまず許可申請書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いたします。お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。14日に地元委員並びに事務局と現地確認を行いました。_____の前、川向かいなんでしょうございますが、馬小屋がございまして、馬小屋の続きの土地でございます。近隣には田畑も何もなく、資材置き場にされても何ら支障となるような物件もないと思いますので、事務局の説明どおりよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、議案第9号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第9号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区栗葉、願出者 _____、申請地 庄田町谷口_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積267㎡です。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により昭和元年に建物が建築されていることが確認できます。

番号2、地区栗葉、願出者 _____、申請地 久居一色町本郷_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積524㎡。

これにつきましては、平成4年10月22日国土地理院撮影の航空写真によりこのとき既に建物が建築されていることが確認できます。

番号3、地区下多気、願出者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積370㎡。

これにつきましては、昭和50年3月2日国土地理院撮影の航空写真によりこのとき既に建物が建築されていることが確認できます。

番号4、地区下之川、願出者 _____、申請地 美杉町下之川戸木

_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積105㎡。

これにつきましては、昭和50年1月24日国土地理院撮影の航空写真によりこのとき既に建物が建築されていることが確認できます。

以上4件につきましては、申請地はいずれも農地以外の用に供されて20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

合計面積は1,266㎡、このうち田が3700㎡、畑が896㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。1番、2番、説明させていただきます。

14日に地元委員と事務局で現地確認を行いました。

番号1は、庄田町の一番東の場所で、戸木町との境ぐらいになりまして、県道の平生庄田線沿いで、_____があって、国道を渡ってその真南の県道沿いにあります。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題はないかと思われま。

2番は、6号議案の2で説明させてもらった_____さんの件ですけれども、_____さんが息子さんの家を建てられるということで、物置になっておるところが地目変更をしていなかったの、それに伴い非農地証明ということですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。場所は6号議案で説明させてもらいましたので割愛させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員

40番 結城です。3番と4番の説明をいたします。

3番は、農業倉庫、農業の機械機具とか物置等として利用するために昭和50年から建築をして現在に至っておるということでございます。始末書、航空写真の添付もあるということでございますので、よろしく申し上げます。

4番は、現在、農業用施設が狭いということです。あわせて車庫も小さい、管理が不便でかなわんと、昭和50年1月ごろに建設したものであり、始末書、航空写真も添付されておるということでございますので、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第9号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第10号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別で、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で43,559㎡、畑の使用貸借で819㎡、契約件数は16件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で1,529㎡、契約件数は1件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で224,296㎡、契約件数は124件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10,493㎡、契約件数は5件でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借で279,870㎡、畑の集積が使用貸借で819㎡、合計契約件数は146件、合計面積は280,696㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区9件、白山地区60件で合計69件、合計面積は235,257㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第10号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2 時 5 5 分

上記は、第 3 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____